

第37号議案

神戸市立小磯記念美術館条例及び神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例の件

神戸市立小磯記念美術館条例及び神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立小磯記念美術館条例及び神戸ゆかりの美術館条例の一部を改正する条例

(小磯記念美術館条例の一部改正)

第1条 神戸市立小磯記念美術館条例(平成4年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第1条に掲げる」を「第1条の」に改める。

第5条中「第12条第1項第3号」を「第13条第1項第3号」に改める。

第8条の見出しを「(資料の特別利用)」に改める。

第13条を第14条とする。

第12条第3項を次のように改める。

- 3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条の次に次の1条を加える。

(施設の特別利用)

第9条 教育委員会は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるとき(教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。)は、教育委員会

規則で定めるところにより、美術館の一部の施設の使用を許可することができる。

2 前項の許可の対象となる施設については、教育委員会規則で定める。

3 第1項の許可に係る施設の使用料は、無料とする。

4 次に掲げる費用は、第1項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 第1項の許可に基づく使用に伴う電気、ガス、水道及び下水道（次項において「電気等」という。）の使用料

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

5 前項各号に掲げる費用について、電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため、第1項の許可を受けた者の負担すべき費用の額が分からないときは、同項の許可を受けた者は、教育委員会が定めた基準により算定した金額を、前項各号に掲げる費用として負担するものとする。

別表中「(1人1回につき)」を「(1人1日につき)」に改める。

(ゆかりの美術館条例の一部改正)

第2条 神戸ゆかりの美術館条例（平成18年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「調査研究」を「専門的かつ技術的な調査研究」に改め、同条第5号中「第1条の目的を達成するために必要な」を「教育委員会が必要と認める」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「美術館」の次に「、学校」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号中「美術館資料に関する」を削り、「、講座その他の事業を行う」を「、研究会等を主催し、及びその開催を援助する」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 美術館資料に関する案内書、解説書、目録、図録等を作成し、及び頒布すること。

第13条を第14条とする。

第12条第3項を次のように改める。

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第2項、第

6条、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第4条第2項及び第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を削り、第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条の次に次の2条を加える。

（資料の特別利用）

第8条 美術館資料の熟覧、模写、模造、撮影その他これらに類する行為をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

（施設の特別利用）

第9条 教育委員会は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるとき（教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。）は、教育委員会規則で定めるところにより、美術館の一部の施設の使用を許可することができる。

2 前項の許可の対象となる施設については、教育委員会規則で定める。

3 第1項の許可に係る施設の使用料は、無料とする。

4 次に掲げる費用は、第1項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 第1項の許可に基づく使用に伴う電気、ガス、水道及び下水道（次項において「電気等」という。）の使用料

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

5 前項各号に掲げる費用について、電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため、第1項の許可を受けた者の負担すべき費用の額が分からないときは、同項の許可を受けた者は、教育委員会が定めた基準により算定した金額を、前項各号に

掲げる費用として負担するものとする。

別表中

入館料（1人1回につき）	
個人の利用	団体の利用

を

入館料（1人1日につき）	
個人利用	団体利用 （30人以上）

に改め、同表備考中第1

項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

神戸市立小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館において施設の特別利用に係る許可を行う等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市立小磯記念美術館条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(事業)

第3条 美術館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

第1条の

(1)～(6) 略

(入館料の納付)

第5条 入館料（前条第3項の料金を含む。次条、第7条及び第12条第1項第3号において同じ。）は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

第13条第1項第3号

(特別利用)

(資料の特別利用)

第8条 略

(施設の特別利用)

第9条 教育委員会は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるとき（教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。）は、教育委員会規則で定めるところにより、美術館の一部の施設の使用を許可することができる。

2 前項の許可の対象となる施設については、教育委員会規則で定める。

3 第1項の許可に係る施設の使用料は、無料とする。

4 次に掲げる費用は、第1項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 第1項の許可に基づく使用に伴う電気、ガス、水道及び下水道（次項において「電気等」という。）の使用料

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用



区分	個人利用	団体利用 (30人以上)
大学生	略	略
一般	略	略

備考 略


(参考 2)

神戸ゆかりの美術館条例 むきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(事業)

第3条 美術館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 略
- (2) 美術館資料に関する調査研究を行うこと。

専門的かつ技術的な調査

研究

(3) 美術館資料に関する講演会、講習会、講座  
その他の事業を行うこと。

(3) 美術館資料に関する案内書、解説書、目録、  
図録等を作成し、及び頒布すること。

(4) 他の美術館\_\_\_\_その他の関係機関と連絡  
し、及び協力すること。

(4) \_\_\_\_\_, 研究会  
会等を主催し、及びその開催を援助する

(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的  
を達成するために必要な事業

(5) \_\_\_\_\_, 学校

(入館料の返還)

(6) \_\_\_\_\_ 教育委員会が  
必要と認める

第7条 略

(資料の特別利用)

第8条 美術館資料の熟覧、模写、模造、撮影その  
他これらに類する行為をしようとする者は、教育  
委員会規則で定めるところにより、教育委員会の  
許可を受けなければならない。

(施設の特別利用)

第9条 教育委員会は、第1条の目的を達成するた  
めに必要があると認めるとき(教育委員会規則で  
定める特別の理由があるときに限る。)は、教育  
委員会規則で定めるところにより、美術館の一部  
の施設の使用を許可することができる。

2 前項の許可の対象となる施設については、教育  
委員会規則で定める。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(入館の制限等)

第8条 略

(行為の禁止)

第9条 略

(行為の制限)

第10条 美術館資料の熟覧、模写、模造、撮影その他これらに類する行為をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(損害の賠償等)

第11条 略

(指定管理者の指定等)

第12条 略

2 略

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第2項、第6条、第8条及び第10条の規定の適用については、第4条第2項

3 第1項の許可に係る施設の使用料は、無料とする。

4 次に掲げる費用は、第1項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 第1項の許可に基づく使用に伴う電気、ガス、水道及び下水道（次項において「電気等」という。）の使用料

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

5 前項各号に掲げる費用について、電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため、第1項の許可を受けた者の負担すべき費用の額が分からないときは、同項の許可を受けた者は、教育委員会が定めた基準により算定した金額を、前項各号に掲げる費用として負担するものとする。

第10条

第11条

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

第12条

第13条

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第2項、第6条、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第4

及び第6条中「教育委員会は」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者」と、第10条中「教育委員会の」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者の」とする。

(施行細目の委任)

第13条 略

別表(第4条関係)

区分	入館料(1人1回につき)	
	個人の利用	団体の利用
大学生及び高齢者	略	略
一般	略	略

備考

1 この表において「団体」とは、30人以上の人員が一団となっているものをいう。

2 略

3 略

条第2項及び第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

第14条

	入館料(1人1日につき)	
	個人利用	団体利用 (30人以上)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

1

2